多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年6月30日

西粟倉村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等			
1号 事業	2号	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体
0				大茅、坂根、猪之部、塩谷、谷口、影石、別府、引谷、中土居、下土居、筏津、知社地区	無	令和5年度 ~ 令和9年度	西粟倉村多面的 機能広域活動組 織
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	